

## 平成25年度第2回愛媛県動物愛護推進懇談会の結果

### 1 会議の名称

平成25年第2回愛媛県動物愛護推進懇談会

### 2 開催日時

平成26年2月19日（水曜日）午後2時00分から午後3時30分まで

### 3 開催場所

県庁第二別館5階第3会議室

### 4 出席者

#### 委員

公益財団法人愛媛県動物園協会	理事	三橋 英二	委員	
公益社団法人愛媛県獣医師会	会長	寺町 光博	委員	※会長
認定NPO法人えひめイヌ・ネコの会	理事長	高岸ちはり	委員	
公益社団法人日本愛玩動物協会愛媛県支部	支部長	堀内真由美	委員	
NPO法人日本ケアドッグ協会	事務局長	石城まゆみ	委員	
渡部ドッグトレーニング	所長	渡部美由紀	委員	
愛媛大学農学部畜産学研究室	准教授	橋 哲也	委員	※副会長
公募委員		熊本 史	委員	
株式会社愛媛銀行ふるさと振興部	獣医師	渡邊 清一		※代理出席
愛媛県公民館連合会	顧問	岸尾 壽	委員	
県教育委員会事務局指導部義務教育課	担当係長	川崎ひとみ	委員	
松山市保健所生活衛生課	主幹	栗原 伸二	委員	
今治市環境衛生部生活環境課	課長	田窪 真二	委員	
砥部町生活環境課環境衛生係	主任	政岡 英俊	委員	
事務局				
県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課	技幹	白石 光伸		
県動物愛護センター	所長	北川 之大		
他関係者4名				

### 5 審議事項（議題）

- (1) 愛媛県動物愛護管理推進計画（改正案）について
- (2) 犬猫譲渡事業の見直しについて
- (3) その他

### 6 審議の内容（全部公開）

議題(1) 愛媛県動物愛護管理推進計画（改正案）について

#### 【事務局説明】

愛媛県動物愛護管理推進計画の改正については、前回の懇談会において、その方向性等について議論した。その議論結果等を踏まえ、推進計画改正案を作成し、事前に委員各位からの意見を頂いた上で、パブリックコメント及び県内市町への意見照会を実施した。

市町からの意見については、文章表現の修正等の提案であり、意見を踏まえて修正することとした。

パブリックコメントについては、県内外104名から198件（延べ277件）の意見があり、「『第3の2（3）飼主の役割』に不妊去勢措置の徹底を明記すべき」「『第5の4 関係団体との連携』に警察との連携を明記すべき」の意見については、これを反映する形で修正することとした。

また、殺処分をゼロにすべき等、数値目標に関する意見も多くあったが、前回の懇談会で説明したとおり、本目標は引取り数に関するものであり、各種施策を強化することによって達成できると考えられる数値として設定した他、委員の方からの御意見を踏まえ、「目標は可能な限り前倒しで達成するよう努め、5年後を目途に、数値目標を見直す」旨を追加明記した。

最終的な目標が「殺処分ゼロ」であることは間違いないが、数値目標は、各種施策を策定及び実施していく上で具体的目標とすべきものであり、国の基本指針等を踏まえ、これまでのデータや傾向を基に設定した。この数値目標を達成するため、様々な施策を前倒しで実施し、5年後の中間見直し時にはさらに少ない数値へと目標を修正したいと考えている。

その他の具体的な方法に関する意見については、推進計画の実施にあたり参考とさせていただきたい。

#### 【発言要旨】

高岸委員：本県の推進計画における数値目標は、なぜ引取り数なのか。

事務局：国の基本指針において、引取り数の削減目標数が明記されており、これに基づいている。引取り数の数値目標についても、国の基本指針に準拠している。

高岸委員：「殺処分ゼロ」の文言を推進計画の中に入れることはできないか。

事務局：国の基本指針に基づき、10年後に実現可能であると考えられる現実的な数値を設定していることから、推進計画の中に入れることは現状ではできない。

高岸委員：目標は高くてもよいと思う。この数値目標は納得できない。インパクトのある数値でないと、県としての強い意志にならない。本県の殺処分数は、全国的に見てもワースト10に入るほど多い。どうにかしてほしいという思いが非常に強い。殺処分ゼロを宣言している自治体もあるのではないか。

事務局：数値目標については、10年後に実現可能であると考えられる現実的な数値としている。

熊本委員：殺処分ゼロは現実的な数値ではないと考えているのか。

事務局：10年後の数値目標として設定することは、現状では困難であると考えている。数値目標については、前回の懇談会で委員各位の了承を得た上で、パブリックコメント等を実施していることもあり、御理解いただきたい。

昨年、福岡市では、殺処分ゼロ宣言を行ったが、福岡市も当初から殺処分ゼロを数値目標として掲げたのではなく、一定の数値目標を立てた。その数値目標に対して様々な施策を展開し、当初の計画と比較して殺処分数が減少したことから、殺処分ゼロ宣言が可能であると判断した。本県の推進計画についてもまずは数値目標を立て、これに向かって努力し、可能な限り早く達成したい。

寺町会長：愛媛県は、犬猫等の動物に関するモラルがやや低いと感じる。先進県や先進国のモラルに追いつけることができれば、理想的である。数値目標について、責任ある数字として県が掲げたことは、大きな一歩だと考える。推進計画は5年後に見直すこととなっており、まずは5年間、この数値目標に対して様々な施策を展開し、目標以上に達成できた場合には、5年後に見直すということでのよいのではないか。

田窪委員：本計画は平成26年度から10年間の計画であるが、過去10年間の推移を見る限り、

10年後に殺処分をゼロにするというのは困難であると思う。今回掲げる目標である平成24年度比約50%減という数値目標であっても、様々な対策が必要な高い目標である。

橘副会長：殺処分をゼロにしたいという気持ちは、この場にいる全員同じ気持ちである。数値目標をゼロにするか約半分にするかというのは、数値目標の提示に対する考え方の違いである。着実に目標に向かってみんなで努力をすればよいと思う。現段階で殺処分ゼロを謳うのは困難である。

これまでの10年間で引取り数や殺処分数が減ってきたことは事実であることから、これらを県民に対してアピールしていくのもよい。

熊本委員：殺処分ゼロを推進計画に入れることができれば、モチベーションが違うのではないか。

事務局：数値目標は、10年後にこれくらいでよいというものではない。当面の目標であり、これをどれだけ前倒して達成できるかということが大切だと考えている。

渡邊委員代理：殺処分数が多いのは、県民性もあると思う。愛媛県における狂犬病予防注射の実施率も全国と比較して悪い。犬猫の動物に対する考え方や意識が低いと思う。先日、動物愛護に関する講話を行う機会があったが、動物愛護センターを訪問した経験を持つ方は、60人中2人であった。推進計画の数値目標については、半減やゼロという数字よりも、対策こそが必要であり、大切なことではないか。

高岸委員：今後、具体的な対策について議論する場はあるのか。

事務局：推進計画は、幹の部分であり、枝葉の部分である具体的な対策が重要になってくる。本懇談会は来年度以降も開催していく予定であり、来年度以降の懇談会において、具体的な対策について議論を進めていくことになる。

具体的な対策については、動物愛護センターに直接要望を行っていただくことも可能である。仲介者譲渡制度を確立する予定であるなど、着実に前進していることから、今後も様々な方たちと一緒に考え、実行していきたい。

岸尾委員：計画というものは実現しなければならない。この計画は、どちらかと言うと実験的なものであり、その時その時に合わせて様々な対策を行い、最終的には殺処分ゼロを目指していくような性質のものだと思う。

栗原委員：推進計画は、課題を上げて施策を掲げている。この施策を着実に実行できているかどうかを検証していくのが大切。着実に実行していくことにより、殺処分数や引取り数のような数値も伴ってくるのではないか。

寺町会長：まずは幹がないと何も始めることができない。幹となる推進計画については、事務局提案の改正案により策定に向けて手続きを進めることとし、今後も本懇談会により施策の達成度等を確認し、皆さんから意見を頂くということによいか。

委員一同：異議なし。

## 議題(2) 犬猫譲渡事業の見直しについて

### 【事務局説明】

前回の懇談会において、本県においても新しい飼い主を探すことを目的として動物を譲り受けようとする方を対象とした譲渡事業、いわゆる仲介者譲渡制度の導入を考え、その可否や制度の在り方等について協議を行った。

協議の結果、仲介者譲渡を導入することに大きな異議はなかったことから、事務局において導入を前提に制度の詳細等について検討した。この結果、①譲渡仲介者は事前登録制とし、動物愛護センター所長が適切な飼養環境等が確保できないと判断した場合は登録を拒否する。②譲渡仲介者には、動物愛護センターが新たに実施する仲介者講習会の受講を義務付ける。③動物を譲り

受けた譲渡仲介者に対しては、動物愛護センター所長に対する譲渡後の報告を義務付ける。などの仲介者譲渡制度が適切に実施されるような仕組みを取り入れる予定である。

なお、この仲介者譲渡制度については、平成26年4月から実施を予定している。

#### 【発言要旨】

- 高岸委員：譲渡対象者の条件として、「20歳以上の者」とあるが、学生であってもよいのか。大学生が安易に飼養を開始したが、卒業時に飼養できなくなり捨てるケースが後を絶たない。大学生の場合、身元保証人を義務付けるなどの制度はないのか。また、高齢者に対しても制限はかけないのか。高齢の夫婦が動物を飼養する場合、どちらかが病気等により介護が必要となった場合、動物の世話どころではなくなってしまふ。
- 事務局：現状では、動物愛護センターで行っている譲渡会に大学生が参加することはあまりない。20歳以上という条件については、一般的に成人と認められる年齢を記載している。なお、大学生については、譲渡対象者の条件である「飼養環境が集合住宅又は借家の場合は、動物の飼養が承認されている者」や「上記以外に所長が必要と認める事項を遵守できる者」により、飼養に不適正な場合には譲渡を拒否することが可能であると考えている。
- 高岸委員：きちんと年齢等を確認していただきたい。殺処分や引取り数削減のため、誰でもよいから動物を譲渡さえすればよいというものではないと思う。当会に対しても、動物の飼養を継続できなくなった高齢者やその方が入院する病院等の施設からの相談が非常に多い。また、年金生活者や生活保護を受けている方からの相談も多い。この陰には、動物愛護団体に相談することなく、行政に引き取られている動物が相当数いると思われる。人間を癒してきた動物が人間の都合により手放されるのは非常に悲しい。
- 事務局：動物愛護に関して先進的なヨーロッパにおいても、動物を譲り受ける方の年齢制限は設けていないこともあり、上限に関して一律の年齢制限を設けることは考えていないが、状況等の聞取りを行い、弾力的に対応したい。
- 渡邊委員代理：動物を飼えなくなったら行政に引取りを求めるというこれまでの考えから、動物を飼えなくなったら、自ら飼養可能な人を探すという考えに変えていく必要がある。
- 田窪委員：自ら飼養することを目的とする方に動物を譲り渡す一般者譲渡では、希望者は講習会受講済証の写し等を提出し、譲渡が決定した場合に譲受申込書及び誓約書を提出という流れになるが、仲介者譲渡では、最終的な飼養者は動物愛護センターに対してどのような手続きを行い、どのような書類を提出するのか。
- 事務局：仲介者譲渡では、まず希望者は譲渡仲介者としての登録後、譲渡が決定した場合に譲受申込書と誓約書を提出することになる。譲渡仲介者から譲渡を受けた最終的な飼養者は動物愛護センターに直接書類を提出するのではなく、譲渡仲介者が必要な書類等については確認し、譲渡仲介者は動物愛護センターに対して譲渡結果報告書を提出することとなっている。
- 石城委員：誓約書には「譲り受けた動物について、動物病院と相談の上、不妊去勢措置をします。」との文言があるが、不妊去勢手術をしなければならないということか。
- 事務局：誓約書に記載されていることは、譲渡を受けるにあたっての条件となることから、譲渡を受けた方は、自らの責任において不妊去勢手術をしなければならない。これまでも不妊去勢手術や犬の登録・狂犬病予防注射等の実施を求めていたが、動物病院や行政機関への実施状況確認ができなかったことから、行政機関等に対して譲渡を受けた方の個人情報を提供することに同意する旨の事項を昨年9月の要領改正時に

追加している。これにより、不妊去勢手術や犬の登録・狂犬病予防注射等の実施状況について必要に応じて調査確認を行い、指導等を行うことが可能となっている。

石城委員：不妊去勢手術を行うことにより、病気になる確率が高くなるという情報があったと記憶している。

寺町会長：卵巣や精巣を摘出することによりホルモンバランスが崩れ、外見からは判断できない何らかの体調不良を引き起こしている可能性は否定できないが、よく知られているデメリットとしては、術後、肥満傾向が見られることくらいではないか。これも、エサの管理で対応可能である。

不妊去勢手術については、メリットが大きい。卵巣や精巣の病気を防ぐことができるほか、子宮蓄膿症にならない、乳腺腫瘍の発生率が下がるなどのメリットがある。

事務局：動物愛護センターが実施する譲渡は、殺処分される頭数を減らし、一代限りの命を全うさせることを目的の一つとしており、譲渡後の動物が子どもを生み、そこからさらに増えていくことは想定していない。メリットも多いため、不妊去勢手術は実施していただきたい。

田窪委員：動物愛護センターが譲渡仲介者に対して実施する仲介者講習会の内容を、譲渡仲介者は最終的な飼養者に対して的確に伝えられるのか。また、誓約書の中に「狂犬病予防法に基づく登録及び狂犬病予防注射に要した費用を除き、一切の金品を要求しません。」とあるが、エサ代は譲渡仲介者の負担となるという認識でよいのか。

事務局：譲渡仲介者に受講が義務付けられる仲介者講習会は、一般者譲渡時に義務付けられている譲渡前講習会より高度な内容とする予定であり、講習時間についても、1時間半から2時間とすることとしている。また、譲渡仲介者に対しては動物愛護センターが作成するテキストを配布し、譲渡仲介者から最終的な飼養者に対してこれを基に説明していただく。この説明について、確実に実施できる方のみを譲渡仲介者として登録することとしており、一般者譲渡より厳格に行うことを考えている。誰でも譲渡仲介者として登録できるわけではなく、登録できない場合もありうる。エサ代については、委員御指摘のとおり、譲渡仲介者の負担となる。

熊本委員：譲渡仲介者がエサ代を負担するとのことだが、この負担は大きいのではないのか。

事務局：仲介者譲渡については、新たな飼い主を探す活動を行っているボランティアの方々の要望を取り入れているが、その方たちは、自らエサ代を負担してでも、目の前の1頭を救うことができるシステムを作ってほしいと望んでいた。まずは、この条件で実施していただける方をお願いしたいと考えている。

高岸委員：これは要望であるが、エサ代等に対する補助があればありがたい。

寺町会長：譲渡業務実施要領については、事務局提案のとおり進めることでよいのか。

委員一同：異議なし。

### 議題(3) その他

#### 【事務局説明】

現在委嘱している委員の任期は、要綱により平成26年3月末までとなっている。平成26年度以降についても、動物愛護を推進する議論の場として、本懇談会は継続することとしており、平成26年度第1回懇談会の開催は8月から9月の予定である。

本来であれば、平成26年4月1日付で委嘱できるよう手続きを進めるべきではあるが、行政機関の人事異動や所属組織の事務局変更等があり、4月1日付の委嘱手続きが間に合わない場合や委嘱後直ちに委嘱替えの手続きが必要になる場合があることから、これらの異動等が一段落し、かつ第1回懇談会の開催前の7月を目途に委嘱することを考えている。

**【発言要旨】**

委員一同：委嘱手続きについては、異議なし。

渡邊委員代理：今年度愛媛銀行では、小中学校等6施設に対して動物愛護講話を実施したが、これから動物愛護を推進していくにあたり、教育が大事であるとする。

これらを動物愛護センター、県が所管する6保健所及び松山市保健所の8施設で月1回、動物愛護講話と同様の講習会をそれぞれ100名に対して実施することができれば、年間で96か所、約1万人に対して実施することができる。このような教育システムの確立を要望したい。